

JAあいち中央 産直ポイント制度 会員規約

(目的)

本規約は、JAあいち中央「産直ポイント制度」会員（以下「会員」という。）とあいち中央農業協同組合（以下「当組合」という。）との間で、当組合が会員の利用内容や取引内容に応じてポイント付与等の特典を提供する、JAあいち中央「産直ポイント制度」（以下、「ポイント制度」という。）に関する取扱いを定めたものです。

第1条 会員

(会員定義)

会員は、本規約をご承認のうえ、当組合に対しポイント制度の入会申込書を提出した方のうち、所定の手続きを完了された方をいいます。

第2条 ポイントカード（以下「カード」という）の発行と取扱い

(1) (カードの発行)

カードは第1条の会員に対し、会員証として、本人に1枚限り発行し貸与します。なお、カードの所有権は当組合に属します。

(2) (カードの使用等の制限)

カードは、カードに記載された会員のみが利用できるものとし、会員以外への譲渡、貸与、担保保証その他占有を移転することはできません。

(3) (発行手数料・年会費)

入会時のカード発行手数料および年会費は無料です。

第3条 ポイントの付与と残高確認

(1) (ポイントの付与方法)

ポイントは当組合の店舗等での取引時に付与し、その場でカードにポイントが記録され、次回取引より使用可能となります。

(2) (ポイントの付与基準)

付与されるポイントの内容および取扱いは、当組合所定の「産直ポイント制度ポイント付与基準表」のとおりです。ただし、「産直ポイント制度ポイント付与基準表」は当組合が任意に変更できるものとし、変更内容は当組合の店頭掲示等により告知します。

また、当組合はその他任意に決定する方法により、会員に対しポイントを付与することができるものとし、

(3) (カード不携帯時の店頭ポイントの扱い)

カード不携帯時の特例として、精算前の会員からの申し出により、後日付与する場合があります。

(4) (ポイント残高の確認)

ポイント残高は、レシート又は端末にてご照会いただけます。

第4条 ポイントの使い方等

(1) (ポイントの使用)

会員が獲得したポイントは、当組合所定の方式により使用することができます。ただし、使用方法については、当組合が任意に変更できるものとし、変更内容は当組合の店頭掲示等により告知します。

(2) (カード提示)

ポイントを使用する際、会員はカードを提示するものとします。

(3) (現金との引換)

如何なる場合もポイントは現金との引換はできません。

(4) (返品・取消時の処理)

会員が購入した商品およびサービスを、会員の都合により返品・取消する場合は、返品時等にカードを提示するものとします。その場合、当該商品等の購入時に使用したポイント相当は加算、付与したポイント相当は減算いたします。

(5) (ポイント残高がマイナスの場合の扱い)

第4項によりポイントが減算されてポイント残高がマイナスとなった場合は、マイナス相当分を現金にて清算させていただく場合があります。

(6) (ポイント制度の一時停止)

コンピュータ等に障害が生じた場合、一時的にポイント制度が利用できなくなる場合があります。

第5条 ポイントの譲渡等

(ポイントの譲渡等の制限)

会員が保有するポイントは、他人に譲渡・貸与することはできません。

第6条 ポイントの有効期限

(ポイントの有効期限)

カードを発行した日又は最後にポイントを付与又は使用した日から2年間を経過した日が属する年度末までカードを使用しなかった場合、会員資格を喪失し、ポイント残高を失効します。

その他、組合が必要と判断した場合には、会員資格を喪失し、ポイント残高を失効する場合があります。

第7条 カードの紛失・盗難等

(1) (紛失時の届出、再発行手数料)

カードの紛失・盗難等が発生した場合、会員はただちに当組合へ届け出るとともに、再発行申請書を提出するものとします。当組合は、再発行申請書の申請をもとにカードを再発行しますが、その際、カードの再発行手数料として500円（消費税別）の負担をいただきます。

また、カードの再発行により以前に発行されたカードは無効になりますが、その後会員が当該カードを発見した場合は、速やかに当組合に発見したカードを提出するものとします。

(2) (再発行時の本人確認、ポイント移行)

カードの再発行に際しては、本人と確認できるものを持参することとします。旧カードと新カードの会員が同一会員である事が認められた場合に限り、ポイントの移行を行うことができます。

(3) (不正な利用等)

以下のいずれかに該当するときは、当組合はカードの使用をお断りし、カード自体を停止扱いとした上で引渡しいたたくものとします。

- ①不正な方法によりカードを取得し使用した場合
- ②カードが改竄、偽造又は変造されたものである場合
- ③その他、本カードが不正に利用された場合

(4) (免責事項)

カードの紛失・盗難・その他の事由により第三者がポイントを使用又はカードを用いて事業利用をした場合、当組合は一切の責任を負いません。

第8条 会員資格の取消・喪失

(会員資格の取消・喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、会員資格を喪失し、当組合にカードを返却するものとします。なお、会員資格を喪失したとき、ポイント残高はすべて失効するものとします。

- ①最後にポイントを付与又は使用した日から2年間を経過した日が属する年度末
- ②本規約に違反したとき
- ③会員が当組合でポイント特典、サービス等を利用するにあたり不正な行為があったとき
- ④会員が暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき
- ⑤会員が組合の事業、施設の利用にあたり暴力団等反社会的勢力を伴い、又は暴力団等反社会的勢力を紹介によって入会させたとき
- ⑥会員が死亡したとき、又は会員が実在しないことが判明したとき

第9条 届出事項の変更

(届出事項の変更)

会員は、入会時に記入した会員の氏名、住所その他の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに当組合に届け出るものとします。

なお、変更の届出がない場合は、会員資格を喪失する場合があります。

第10条 個人情報の収集・保有・利用

(1) (会員の同意)

会員は加入にあたり、以下の第2項から第5項について同意するものとします。

(2) (情報範囲)

当組合は、当組合が以下の情報に保護措置を講じた上で、収集・保有・利用します。

- ①会員の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先に関する情報
- ②利用商品やサービスの種類、契約日、取引金額、期日等の利用、取引に関する情報

(3) (利用目的)

当組合は、第2項の情報を以下の目的で利用します。

- ①当組合が行うポイント制度の運用や研究、開発
- ②当組合が取扱う経済・信用・共済等の各事業および付随するその他の商品・サービスに関する提案や案内、およびこれらの研究や開発

(4) (法令等に基づく情報提供)

当組合は、法令、裁判手続その他の法的手続、又は監督官庁により、会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

(5) (個人情報の委託)

当組合は、本規約に基づくポイント制度の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託します。

第11条 退会

(退会)

会員は、当組合に退会を申し出るとともに、カードを返却することで随時退会できるものとします。退会により会員資格を喪失し、カードのポイント残高は消滅するものとします。

第12条 規約の変更

(1) (規約の変更)

本規約は、当組合の都合により変更することがあります。変更内容は、当組合の店頭掲示等により会員に告知します。

なお、本規約の変更等があった場合は、会員は変更後の規約に従うものとします。

(2) (ポイント制度の運用の中断・終了)

ポイント制度の運用は、当組合の都合により中断又は終了することがあります。その場合は、当組合の店頭掲示等により会員に告知します。

(3) (規約変更等による免責)

第1項または第2項により、会員に何らかの損害が生じた場合であっても、当組合は一切の責任を負いません。

